

1. 目的

保護者及び地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、一層地域に開かれ地域に支えられた学校づくりを推進するため、コミュニティスクール運営推進校（以下、「指定校」という。）を指定する。

また、運営推進校の取組の結果から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成16年9月改正）に基づく学校運営協議会への権限の付与、学校裁量権の拡大について検討し、本市にふさわしい学校運営協議会のあり方の確立を図る。

2. 運営推進校の指定

（1）運営推進校の公募・決定

コミュニティスクール調査研究校（中部中学校、中部西小学校、八郷小学校）においては、指定書（様式1）により運営推進校に指定する。

前述の3校に加えて、平成21年度は2校程度を公募する。

小中学校各1校を原則とするが、公募の状況によっては小中学校を問わず決定する。

（2）指定期間

1年とする。

指定期間を終了し、教育委員会が「効果ある」と判断した場合は、引き続き運営推進校として指定する。

（3）指定に関する手続き

運営推進校として指定を希望する場合は、その旨、応募申請書（様式2）により学校長が教育委員会に届け出る。

指定の申し出があった場合、教育委員会は、学校長並びに学校づくり協力者会議委員長から次条に規定する要件についてヒアリングを行う。

教育委員会は、のヒアリングを基に協議する。協議の結果、「指定する学校の要件」を満たし、運営推進校として適当であると判断した場合、指定書により指定する。

（4）指定する学校の要件について

指定する学校は、次の各号の要件を満たし、指定することで学校・保護者・地域住民等との連携がより一層深まり、開かれた学校づくりの推進が見込まれるものとする。

保護者・地域住民等と学校との関係が良好であり、学校・学校づくり協力者会議とも指定に対する要望が強いこと。

学校づくり協力者会議が中核となり、保護者や地域住民等が、学校運営への参画を推進する仕組みや学校教育活動の充実のために協働する仕組みを持っていること、または、それらの仕組みを整える計画を持っていること。

学校、学校づくり協力者会議が積極的な情報公開を推進し、保護者や地域住民等に信頼される開かれた学校づくりが進められていること。

3. 運営推進校の取組内容

- (1) 指定された運営推進校は学校運営協議会を設置する。
- (2) 委員は学校運営の当事者として参画し、学校運営や学校教育活動の充実に向けた協議を行うものとする。主な協議内容は次のとおりである。
 - 学校長が作成する学校運営の基本的な方針である「学校づくりビジョン」について協議する。
 - 「学校づくりビジョン」の達成に向けて学校運営及び学校教育活動の充実について協議する。
 - 「学校づくりビジョン」の達成に向けて必要な保護者・地域住民等の学校への参画・支援等のあり方について協議する。
 - 「学校づくりビジョン」に基づいた学校運営について評価を行い、改善に向けて協議する。
- (3) 学校は学校運営協議会としての提言や意見、学校関係者評価を受け、学校運営や学校教育活動に反映し、学校改善に努めるものとする。
- (4) その他委員会及び協議会が必要と認めた事項。

4. 学校運営協議会の組織

- (1) 名称は各学校の創意と主体性によって決定する。
- (2) 委員は原則10名以内とする。
- (3) 委員は、次の各号に掲げる者のうちから当該校長の推薦に基づき、委員会が委嘱、または任命する。
 - 当該学校の学校評議員
 - 当該学区の住民
 - 当該学校に在籍する児童または生徒の保護者
 - 当該学校に属さない教職員
 - 学識経験者
 - その他委員会が必要と認めた者
- (4) 学校運営協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5. 学校運営協議会の運営

- (1) 学校運営協議会の会議は、年5回以上開催し、委員長が招集する。
- (2) 会議は召集した委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- (3) 校長は会議に出席し、学校運営及び学校教育活動に関する説明や報告を行うとともに、意見を述べることができる。
- (4) 委員長は校長と協議を行い必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6．遵守事項

(1) 委員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

在職中及びその職を退いた後、職務上知り得た秘密を漏らさないこと。

その職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為を行わないこと。

会議の運営に支障をきたす行為を行わないこと。

7．成果の普及・還元

(1) 運営推進校は、活動内容や取組の成果等を保護者・地域住民に報告するものとする。

(2) 運営推進校は、教育委員会の求めに応じ、取組の成果について資料提供するものとする。

8．教育委員会の任務

(1) 教育委員会は、学校運営協議会委員の委嘱または任命を行う。

(2) 教育委員会は、予算の範囲内で委員報償費、需用費等を支出する。

(3) 教育委員会事務局職員は、各学校運営協議会にオブザーバー参加する。

(4) 教育委員会は、運営推進校の学校運営協議会の主体性を尊重するものとする。

(5) 教育委員会は、運営推進校の活動内容や取組の成果について整理し、市内全域にコミュニティスクールの普及に向けた啓発活動、情報提供を行うものとする。

9．その他

(1) この要項は、平成21年4月1日から施行する。

